

釋「見署用穀」ほか

——『長城のまもり』訂誤——

藤 枝 晃

一 主要な訂誤

さきに發表した『長城のまもり——河西地方出土の漢代木簡の内容の概観——』（遊牧民族の研究、京都、自然史學會、一九五五年刊、二三九—三四四頁）について、われわれの研究班では、毎週の定例研究會を前後五回にわたって

これの批評に充て、以て詳細な検討を加えていた。いたことは、私の感佩に耐えぬ所である。その上に、ちようとそれが終了したところに、外ならぬ勞幹氏が當地を訪れるという機會がふつてわいて、いろいろと、細かな點についてまです、疑を質すことができたのは、望外の幸運であつた。取敢ず、それらの教示の主要なものをこゝに掲げて、前作の補正としたい（一九五五年七月十日、勞氏離洛の夜、しるす）。

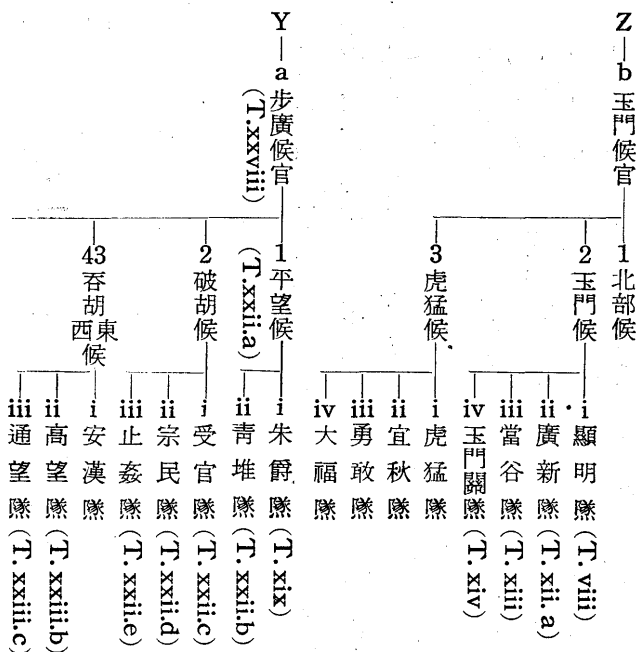
（一）二四五頁、圖2「居延附近候官配置圖」と三一五頁、圖10「居延遞傳系統圖」とのくいちがひについて

前者は主として勞氏『考證』の説明から歸納して作った圖であり、後者はそれと無關係に、封檢類に見える烽燧の相互關係から歸納して作ったものである。甲渠候官と卅井候官とは、兩圖でその相對位置が全く逆になっている。

勞氏の談によると、Ikhe-durbeljin の對岸西北方 E. 100°35', N. 41°30' あたりにある Mu-durbeljin が卅井候官であることは間違いない由である。然りとすると、圖10の系統圖ははゞ圖2の配置圖にあてはめ得ることになる。

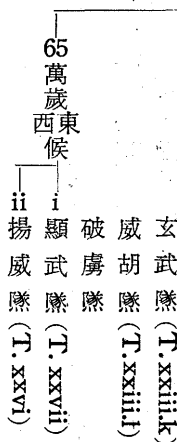
（二）二四七—八頁、表1「敦煌候驛表」について

Z-b 玉門候官、Y-a 歩廣候官の系統を次の様にあらためる。 Maspero (1953) : Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale. London. によって判ったところもあり、追記3に述べた様に、付印後に氣のついた部分もある。

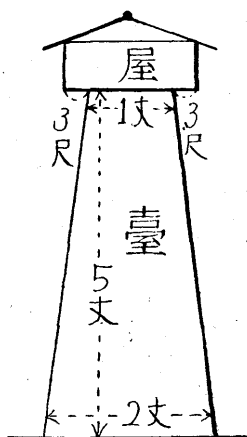


つら

(三) 二五二三頁所引の『通典』『武經總要』の唐制に



引用文第二行の「圓屋」を「ドーム」と譯したのは誤りで、燈籠の様な形に張り出しをもった望樓であることを、合評會の席でと村田治郎教授とに教えられた(挿圖参照)。



譯文第四—五

行は次の様に改めなければならぬ。

「形は圓く、

上には圓形の

上屋を建て、それにのせる。上屋のさしわたしは一丈六尺で、まわりが三尺はり出しになり、板で屋根と床の簀の子を作る。上屋の上に煙出しの竈……」

これに関連して、二五三頁、圖のすぐ下の「要するに、

望樓の下に營舎が附屬し、そこに煙出しの裝置があり」は誤りであり、また、二五五頁、(簡4)のすぐ下の行に、營舎を「唐制では『屋』とよぶが、…唐制では、一丈六尺四方の部屋で、こゝに六人がつめたという」と説いたのも誤りで、ともに削らねばならない。

(四) 二五六頁末、候際の發煙裝置について

(圖7)に示した T. vi. b. の跡址の爐は、發煙裝置でなく煖房裝置であると、村田治郎教授から教えられた。

(五) 二八〇—二頁、(簡二八—三〇)兵卒の家族のための食料配給名簿について

(簡二八)(簡三〇)の場合は『凡用穀』といういい方をし、(簡二九)は『見署用穀』ということを説いた(二八二頁)。さらに實例について調べると、『凡用穀』というときは、家族一人々々の標準配給量を記してそれを合計したものであり、『見署用穀』の方は、一人々々の配給量を記さずに、たゞ合計だけを記し、しかもその合計は、各人の一ヶ月の規定量の總和になっていない、すなわち、前者は配給基準を示した台帳であり、後者は、實際に受配した量の記録である、と解すべきことを守屋美都雄氏が指摘した。

従って、二八二頁第十六—七行に、「凡用穀」は「居署凡用穀」の省略形と説いたのは誤りである。

また、同頁第十五行の「『居署用穀』という言葉(15. 2, p. 451)」としたのは、「居署卅日用穀(203. 16, p. 280)」という例でもって説明せねばならない。

『見署用穀』『居署用穀』とある簡例

三〇三・三二(二七五頁)、二〇三・一二、二〇三・一六(二八〇頁)、一三三・二〇(二九〇頁)、五五・二〇(二九七頁)、九五・一六(二七・一—一九・二〇)(三〇三頁)、一九四・二〇(三〇八頁)。

右に關連して、三二七頁(表9)に、大男の配給量を三石三斗三升少とした。楊(一九五〇)によったものである。

ところが、未使女から使男・大女までの配給量は、それぞれ五斗ちがいになっているから、その割で行くと、大男は「二石六斗六升少」になるはずだ、との意見が守屋氏から出た。一方、實例をもとめると、居延簡二〇三・二七(二八一頁)に大男には「三石」を配給していることを森鹿三氏が指摘した。實例がある以上、後者に従うべきである。

また、未使男より下に『小男』『小女』という一階があ

る模様であるが（二八〇頁二〇三・二三など）、未だその詳細を知り難い。

（六） 二八七頁（簡三六）のよみ方について

他の同型の簡と同じく、まず第一段をよみ、次いで第二段に移るべきもので、この譯文の様に第一行をつづけて次に第二行を読むという読み方はいけない。従って譯文は次の様に改める。

「張掖郡肩水候官の本始三年の裁判記録。田卒、淮陽郡萊縣商里出身の高奉積。「この者は」從軍せる張工官の……に坐して……すでに家族を移して任地にあり……」

こう讀むと、家族を移住させたのは田卒であるかどうか明らかでないから、この場合の例證とすることはできない。

（七） 二九八—九頁、（簡五八）（簡五九）について

勞餘氏はこの兩簡について「長さは普通であるが、三—四枚分の幅をもった寛い簡で、縄でとじたものではなく、一簡々々獨立のものである。用途については、戸口名冊でもなく、徴税簿でもなく、上級機關に備えるべき、下級機關職員的身許調査書の様なものと思う」と説明した。また二九九頁脚注七六で指摘した（簡五九）のc段については

「こゝは別筆になっている」という話であった。

（簡五九）の徐宗の場合、a段で「子男一人」であったものが、c段では「子男二人、子女二人」になっているのであるから、これは五年乃至十年後に書入れたものでなければならぬ。納税關係の記録であるとする、それだけの間、改訂せずに放置しておくことは落着きがよくなく、勞氏の説に従うべきである。

また、（簡五七）や（簡六一—六三）の諸例と比べ合わすなら、官吏の一人々々についてこの程度の身許調査記録が備わっていて然るべき様に思われる（米田賢次郎『居延漢簡とその研究成果』古代學三ノ二、一九五四、一七八頁參照）。

（八） 三〇〇頁（簡六三）の「富及」について

この句は「財産がこれだけの條件を満す」の意である。

（守屋氏の示教）。

この簡に關連して、賣官の制の存在を想像したのに對し、平中荅次氏から、果してこの様な小官にまで賣官の制が行われたかどうかという疑問が出た。

二 簡単な訂誤

(九) 二四九頁、本文第六行及び二五一頁第五行、三八頁第十一行の(圖2)は(圖3)が正しい。

(一〇) 二六二―四頁、(簡一二)の△封完▽を譯文第二行に「封じ完る」としたが、これは△封破▽に對する語で、「封印完全」の意味である(大庭脩氏の示教)。

(一一) 二七二頁第十三行。「男子は二三歳」のあとに「より五六歳」を補なう。

(一二) 二七三頁、末より第三行に、騎士は「すべて例外なしに張掖郡内各地の出身である」としたが、一例だけ彭陽縣(安定郡)出身の騎士の名籍がある(森鹿三氏の示教)。

(一三) 二七三頁、脚注三九末に引用した『漢書食貨志』の文は「賦は車馬甲兵士徒の役に供し、府庫賜予の用に充實す」と改める。

(一四) 二七五頁、脚注四二の「敦煌簡55」は「55」の誤り。

(一五) 二八三頁下所引の永平十六年の詔のうち、下よ

り第三行以下の部分は、「かれらの妻子は當然ついて行き、父母、兄弟も一所に行きたい者は自由について行ってよろしい」と改める(平中氏の示教)。

(一六) 二九〇頁(簡四一)について、令史田會以下郭充まで五人の配給量「三石三斗三升少」の「三升」を脱し、末より第二行に「郭卒樂勝之……」の一行を脱した。三二四頁VI―1第五行以下でふたゝびこの簡に觸れて「十一月分の食料」としたのは不適當で「各々一ヶ月分の食料」とせねばならない(佐藤武敏氏の示教)。

(一七) 二九一頁(簡四五)の「廩廩」は人名と解すべきであり、「護」は動詞によまないで「護徒」と熟すべきである。

(一八) 同頁(簡四六)(簡四七)に見える「制作」は、「劇作」の誤植とみて、卒の重労働に對する加配と解すべきである(大島利一氏の示教)。

(一九) 二九五頁第七行の「秩比二百石」の「比」は衍字であり、また次行の「これが通常の例であったかどうかは疑わしく」の一句を削る。

(二〇) 二九六頁脚注七二の(174.5, p. 468)は(174.

5, p. 459) の誤り。

平中氏から、この「脩行」の字は草書の「饒得」を誤讀したものではないかとの意見が出た。

(二二) 二九八頁(簡五九)の「同産」は「同居」と譯したが、「同母」と譯さねばならならぬ(守屋氏の示教)。

(二二) 二九九頁第七行「長吏」の「長」は衍字。

(二三) 三〇二頁、第十五行、敦 392 (T. xvii. 出土、

追記 2) とあるのは、敦 392 (T. xvii. 出土、追記 3 所引簡 146) と改める。

(二四) 三二三頁第十七行に「候際では末端のものだけでなく、全部の候際がこの報告を書く」としたが、果してそうであったかどうか、なお考究を要する。

(二五) 三二二頁第十三行「治射埵」は「的つくり」でなく、「あづち作り」と譯さねばならぬ。

(二六) 三二三頁第八行に(簡一一四)としたのは(簡一一一)の誤り。

(二七) 三四四頁、追記 6、簡の引例のあと、「簡 88 の張の妻……簡 88 の孫の妻……」とあるうちの後者は 88 の誤り。

明代滿蒙史料 (明實錄抄)

滿洲篇 一 豫約價 八〇〇圓

(明初より宣德十年まで)

滿洲篇 二 豫約價 九〇〇圓

(正統元年より成化二十三年まで)

(既刊)

蒙古篇 二 豫約價 九〇〇圓

(永樂二十二年より正統六年まで)

蒙古篇 三 豫約價 九〇〇圓

(正統七年より天順八年まで)

皇明實錄の中から蒙古・滿洲諸民族に關する一切の記事及び明朝の政治・經濟・軍事等にわたる對滿蒙政策をもあわせて抄録し、京大本と宮内廳圖書館本、上野圖書館本、東洋文庫本及び梁氏本を彼此對校したものである。

全十五卷、滿洲篇六冊、蒙古篇九冊、各冊約七百頁。A 5 判別に總索引一冊の豫定。ただし蒙古篇一は最終頒布。頒布部數僅少につき至急豫約申込まれたし。

東洋史研究室內 滿蒙史料刊行會

Corrections for "the Watch on the Great Wall"

A. Fujieda

The author gives twenty-seven corrections for his article "the Watch on the Great Wall, general description of the contents of the Han wooden tablets discovered in the Northwest China," appeared in *Natura et Cultura* Supplementary Volume II, Kyoto 1955. Eight of them are major corrections such as the interpretation on the form of T'ang watch towers, name of the Han watch towers in the Tun-huang (敦煌) region, location of the Han watch stations in the Etsin Gol region, distribution of grain to the families of the soldiers etc.